

USTR、悪名高き市場に関する報告書を公表

2019年4月25日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国通商代表部（USTR）は4月25日、悪名高き市場に関する報告書「2018 Out-of-Cycle Review of Notorious Markets」¹を公表した。

この報告書は、模倣品、海賊版など知的財産侵害製品の販売を助長するオンライン市場およびオフライン市場を特定するもので、33のオンライン市場、25の実物市場が報告されている。

オンライン市場では、海賊版サイトやEコマースサイトなどが挙げられており、中国では、タオバオ、DHGATE.com（B to BのEコマースプラットフォーム）、PINDUODUO.com（ソーシャルコマースプラットフォーム）、TVPLUS、TVBROWSER、KUAIKAN（ストリーミングアプリ等）の4つが特定されている。なお、タオバオについては、権利者（特に中小企業）から、大量の侵害製品の流通と削除手続に関する問題が報告されているとのこと。

また、実物市場では、中国、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エクアドル、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、スペイン、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベトナムが挙げられている。

（以上）

¹ https://ustr.gov/sites/default/files/2018_Notorious_Markets_List.pdf